

# 東京都分譲マンション共同化建替えアドバイザー助成事業補助金交付要綱

制定 25 都市住マ 198 号  
平成 25 年 8 月 1 日

## 第 1 通則

東京都分譲マンション共同化建替えアドバイザー助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

## 第 2 目的

この要綱は、分譲マンションの建替えの促進に関する事業を実施する東京都内の区市町村に対し、東京都（以下「都」という。）が費用の一部を補助することにより、分譲マンションの建替えを促進し、もって災害に強い東京を実現することを目的とする。

## 第 3 定義

この要綱における用語の定義は、次の各号及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日国官会第 2317 号。以下「国要綱」という。）の定めるところによる。

### 一 分譲マンション

2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分があるものをいう。

### 二 アドバイザー制度

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが実施主体となつて行う、マンション建替え・改修アドバイザー制度をいう。

### 三 分譲マンション建替え・改修アドバイザー派遣事業

区市町村が、分譲マンションの管理組合若しくは管理組合が組織されていない場合には区分所有者の任意団体（以下「管理組合等」という。）に対し、管理組合等がアドバイザー制度を利用する場合の費用を助成する事業又は区市町村がアドバイザー制度を利用して、管理組合等にアドバイザーを派遣する事業をいう。

### 四 共同化建替え

管理組合等が、分譲マンションの敷地と周辺の敷地とを合わせて一体的に行う建替えをいう。

## 第 4 交付対象事業

補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、区市町村が、社会資本整備総合交付金を活用して実施する分譲マンション建替え・改修アドバイザー派遣事業のうち、共同化建替えを検討するコースを対象とする。

2 対象とする分譲マンションは、昭和 56 年 5 月 31 日以前に、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条に基づく確認を受けたものとする。

## 第 5 都の補助

都は、第 4 に定める事業を行う区市町村に対し、予算の範囲内において、補助事業の実施に要する費用の一部を補助する。

## 第6 補助金の額

補助金の額は、別表に定めるところによるものとする。

## 第7 補助金の交付申請及び交付決定

補助金の交付を受けようとする区市町村の長（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式）により知事に申請するものとする。

- 2 知事は、前項の申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。また、決定に当たって、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

なお、補助金の交付は、1管理組合等当たり1回限りとする。

## 第8 交付決定の変更

補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助金交付申請額の変更等が生じた場合、速やかに補助金交付変更申請書（別記第3号様式）により知事に申請するものとする。

- 2 知事は、前項の申請内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を変更し、補助金交付決定変更通知書（別記第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

## 第9 申請の撤回

補助事業者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知書受領後14日以内に補助金交付申請を撤回することができる。

## 第10 事情変更による決定の取消し

知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

## 第11 承認事項

補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事に申請して承認を受けるものとする。

- 一 補助事業の内容を変更しようとするとき（別記第5号様式）。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき（別記第6号様式）。
- 2 知事は、前項の申請内容を審査し、適当と認めるときは、承認書（別記第7号様式）を、また、適当でないとき通知書（別記第8号様式）をもってその旨を補助事業者に通知するものとする。

## 第12 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかにその理由及び状況を知事に報告し、指示を受けるものとする。

## 第13 遂行命令等

知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221

条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。

#### 第14 実績報告等

知事は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

- 2 補助事業者は、事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、実績報告書（別記第9号様式）により速やかに知事に事業の実績を報告するものとする。

#### 第15 補助金の額の確定

知事は、第14第2項の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

#### 第16 是正のための措置

知事は、第15の規定による審査及び調査の結果、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

#### 第17 補助金の請求及び交付

補助事業者は、第15の規定による補助金の額の確定後、速やかに、知事に対し、補助金請求書（別記第11号様式）により補助金の請求を行うものとする。

- 2 知事は、前項の請求内容を審査し、適当と認められた時は、補助金を交付するものとする。

#### 第18 補助金の交付決定の取消し

知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。
- 二 補助事業を中止又は廃止したとき。
- 三 この補助金を他の用途に使用したとき。
- 四 補助事業を予定期間内に着手せず又は完了しないとき。
- 五 補助金の精算額が補助金交付決定額に達しないとき。
- 六 この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他関連法令若しくはこの要綱に基づく命令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、第15の規定により補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

#### 第19 補助金の返還命令

知事は、第10又は第18の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、第 15 の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

#### 第 20 違約加算金及び延滞金

補助事業者は、第 19 第 1 項の規定により補助金の返還命令を受けたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付するものとする。ただし、第 18 第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 6 号に該当しない場合を除くものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の返還命令を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付するものとする。

#### 第 21 違約加算金の計算

第 20 第 1 項の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### 第 22 延滞金の計算

第 20 第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### 第 23 補助事業の帳簿等の作成及び保管

補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業終了後 5 年間、これを保管するものとする。

#### 第 24 監督等

知事は、補助事業者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導若しくは助言を行うことができる。

#### 第 25 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

別表 補助金の額

区 分	補助対象事業費（注）	都の補助金の額（注）
東京都分譲マンション共同化建替え アドバイザー助成事業	共同化アドバイザー派遣費（1回200,000円を上限とする。）	次の額のうち、いずれか低い額 ①（区市町村補助額 - 国費）×1/2 ② 55,000円

（注） 千円未満は切り捨てるものとする。